

回 答 書

- 業務名:① (仮称)真駒内地区義務教育学校新築ほか工事に係る建築設計
 ② 琴似小学校改築ほか工事に係る建築設計
 ③ 新琴似北中学校改築ほか工事に係る建築設計
 ④ (仮称)真駒内地区義務教育学校新築ほか設備工事に係る設備設計
 ⑤ 琴似小学校改築ほか設備工事に係る設備設計
 ⑥ 新琴似北中学校改築ほか設備工事に係る設備設計

※ 質問内容については、趣旨を変えない範囲で内容を整理しています。

(質問数 全 44 件)

番号	質 問	回 答
【(仮称)真駒内地区義務教育学校新築ほか工事に係る建築設計】		
1	敷地北西側に位置する泉町公園は、斜線制限を考慮する際に制限緩和の対象である「公園、広場、水面その他これらに類するもの」と考えてよろしいでしょうか。	「前面道路の反対側に公園がある場合(令134条)」の緩和については、泉町公園が都市公園法による都市公園である場合は対象となります。下記公園検索システムにてご確認ください。 https://www2.wagmap.jp/sapporo_koen/Portal?msclid=ac1fd40fab3311ec97e5ce769abdca80
2	駐車場の必要台数があれば、概ねで結構ですので、ご教示ください 職員駐車場、来客駐車場、開放駐車場など想定される駐車区分、またそれぞれの必要台数の想定をご教示願います。	駐車台数は指定しておりません。余剰スペースの中で確保する想定です。
3	教職員、児童会館、給食室の職員数とそれぞれに必要な駐車台数をご教示下さい。 職員室内に机が必要な職員の人数の想定をご教示願います。 教職員の人数を教えてください。 児童会館を含む職員数をご教示ください。	職員の配置基準については、現在検討中ですが、供用開始時点の想定人数は以下のとおりです。 ・職員数 70名程度(職員室内に机が必要な職員数も同数) ・給食室の職員数 10名程度 ・児童会館の職員数 10名程度(1日の出勤者は6~8名程度) 駐車台数については、2番のとおりです。
4	プール棟は配置上支障になる場合は解体する、とありますが、解体する場合は建替えを行うと捉えてよろしいですか。また、その場合、校舎棟と一体に計画することも可能ですか。 プールの設置は不要でよろしいでしょうか。 プールは解体となっていますが、新設しますか。 プールの解体後、プールの新設は想定されておりますか。また新設される場合、一般開放は想定されておりますか。	プール解体後の新設は想定しておりません。
5	敷地に高低差がありますが、敷地四隅のレベルをご教示下さい。 敷地の高低差を教えてください。	現状は、南側道路との高低差はほとんどなく、北西側道路には高さ1m程度の擁壁を設けています。 敷地の詳細の高低差については、R4年度に現況測量を行い、その成果を提供する予定です。
6	グラウンドの雨水は札幌市の下水道にすべて飲み込めるでしょうか。ご教示下さい。	グラウンドの雨水に係る排水計画は、建築物の形状や配置が決定し、グラウンド形状が決まってから設計業務の中で検討します。
7	敷地周辺にはポプラやナラの高木があります。既存グラウンド側のポプラは伐採しても宜しいですか。或いは提案で宜しいですか。 保存すべき樹木があれば教えてください。	樹木の保存等は、基本設計で検討します。
8	学校開放を想定している室をご教示ください。	図書室、屋内運動場及び屋外運動場の地域開放を想定しています。
9	中学校施設で見られる格技場は今回計画では整備せず、新築等基本計画 7整備内容 エ多目的室「武道対応」が格技場機能に充てられると捉えてよろしいですか。 また、その場合天井高さの制限はありますか。	よろしいです。 天井高は4m程度以上を想定しています。
10	新しい学校の給食室は配膳のみではなく調理工程を含む想定でしょうか。	給食調理室を整備します。
11	給食は校外にも搬出しますか。	他校への搬出を想定しています。
12	プロポーザル説明書10参考資料(2)(仮称)真駒内地区義務教育学校新築に係る設計と条件について(参考資料)に「複合施設で想定される共有エリア」とありますが、一般開放時に使用するエリアを示していると考えてよろしいでしょうか。	一般開放時に使用するエリアではなく、義務教育学校と児童会館が共有するエリアを示しています。
13	特別教室の機械室は間違いですか。	技術室(金工室・木工室)の機材等を保管する室です。
14	体育館の既存図をいただけないでしょうか。	希望される方には図面を提供いたしますので、4月5日(火)までに建築保全課へご連絡ください。

番号	質問	回答
15	グラウンドの必要な大きさをご教示ください。	屋外運動場の整備基準は以下のとおり、基準を設けています。 ①トラックは、200mを標準とする。 ②直線コースは、100m走(スタート5m+ゴール15m除く)を標準とする。ただし、小学校においては、敷地面積などの制約から100mが確保できない場合、50m走とすることができる。
	屋外運動場の機能において、最低限必要な条件についてご教示ください。(例えば、トラック距離、レーン数、100mコースの有無や野球場、サッカーコートなど)	③バックネット・砂場・鉄棒・校旗掲揚塔・遊びのコーナー(小学校)の配置は、全体計画の中で位置を決定する。 ④グラウンドの周囲は、約2m幅の植樹スペース等を設けること。
	第1グラウンドの条件(トラック距離・直線コース距離)があればご教示ください。	また、トラックレーン数、野球場・サッカーコートについては以下のとおり基準を設けております。 トラックレーン数:6レーン 野球場:両翼70~90m サッカーコート:90~120m×45~90m ただし、敷地の広さや形状により上記の確保が困難な場合はこの限りではありません。
16	既存プールを先行解体しても宜しいでしょうか。	よろしいです。
17	「新築等基本計画」にて、第2グラウンド敷地と記載がありますが、将来整備を見越した所在地ということによろしいでしょうか。または現在グラウンドとして整備されている用地でしょうか。	今後取得予定の用地で、令和6年度の改築工事着手までにグラウンドとして整備予定です。 基本設計において、第2グラウンドを含めた工程・配置計画を検討します。

【琴似小学校改築ほか工事に係る建築設計】

1	保存すべき屋外工作物、記念樹木がございましたら、ご提示願います。	樹木の保存等は、基本設計で検討します。
2	児童会館の職員数をご提示願います。	供用開始時点の想定人数は以下のとおりです。 ・学校の職員数 46名程度 ・給食室の職員数 9名程度 ・児童会館の職員数 10名程度(1日の出勤者は6~8名程度)
	児童会館を含む職員数をご教示ください。	
3	700㎡程度の増築スペースの用途についてご提示願います。	将来、児童数増加により教室が不足した際に、増築棟を建設するためのスペースです。
4	先行解体が可能な部分はございますか。	工程や配置計画案の内容に応じて検討します。
5	プールを解体後、プールの新設は想定されておりますか。また新設される場合、一般開放は想定されておりますか。	プール解体後の新設は想定しておりません。
6	駐車場の必要台数があれば、概ねで結構ですので、ご教示ください。	駐車台数は指定しておりません。余剰スペースの中で確保する想定です。

【新琴似北中学校改築ほか工事に係る建築設計】

1	テニスコートの移設は可能でしょうか。	移設は可能ですが、配置計画については費用比較等含めた検討となります。
2	来客用および職員用の駐車台数の指定はありますか。	駐車台数は指定しておりません。余剰スペースの中で確保する想定です。
	駐車場の必要台数があれば、概ねで結構ですので、ご教示ください。	
3	既存施設の配置図によると、厨芥庫、コンテナ庫、温室は「解体が必須の建物」になっていません。これらは残すことでよろしいでしょうか。	解体必須ではありませんが、校舎やグラウンドの配置等により解体となることを想定しています。
4	先行解体が可能な部分はございますか。	工程や配置計画案の内容に応じて検討します。
5	現在の職員数をご教示ください。	現在の職員数は34名です。 また、供用開始時点の想定人数は以下のとおりです。 ・学校の職員数 34名程度 ・給食室の職員数 9名程度
6	屋外運動場の機能において、最低限必要な条件についてご教示ください。(例えば、トラック距離、レーン数、100mコースの有無や野球場、サッカーコートなど)	屋外運動場の整備基準は以下のとおり、基準を設けています。 ①トラックは、200mを標準とする。 ②直線コースは、100m走(スタート5m+ゴール15m除く)を標準とする。ただし、小学校においては、敷地面積などの制約から100mが確保できない場合、50m走とすることができる。 ③バックネット・砂場・鉄棒・校旗掲揚塔・遊びのコーナー(小学校)の配置は、全体計画の中で位置を決定する。 ④グラウンドの周囲は、約2m幅の植樹スペース等を設けること。 また、トラックレーン数、野球場・サッカーコートについては以下のとおり基準を設けております。 トラックレーン数:6レーン 野球場:両翼70~90m サッカーコート:90~120m×45~90m ただし、敷地の広さや形状により上記の確保が困難な場合はこの限りではありません。

番号	質問	回答
【(仮称)真駒内地区義務教育学校新築ほか設備工事に係る設備設計】		
1	<p>公示文「3.重複してプロポーザルに参加する場合について」(1)の①、②、③は業務従事者を重複できますが、④、⑤、⑥の主任技術者は他の業務の総括責任者及び主任技術者と兼務できませんとありますが、これは④、⑤、⑥の全てに選定される可能性があるためでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
2	<p>公示文「3.重複してプロポーザルに参加する場合について」(2)審査について①～③については①より選定されたものは順次審査対象から外れると記載がありますが、④～⑥についての記載がありません。これは④に選定されても⑤、⑥に選定される可能性があり、⑤に選定されても⑥に選定される可能性があるということで宜しいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>